

東日本大震災復興関連事業チェックシート (平成23年度第3次補正予算)				(法務省)			
事業名	更生保護被災地域就労支援対策強化事業の実施		担当部局庁	保護局			
事業開始・終了(予定)年度	開始：平成23年度・ 終了：未定		担当課室	更生保護振興課社会復帰支援室			
会計区分	一般会計		施策名	II-6-(1) 保護観察対象者等の改善更生			
根拠法令 (具体的な条項も記載)	更生保護法(平成19年法律第88号)第58条第3号ほか		関係する計画、通知等	「復興への提言(平成23年6月25日東日本大震災復興構想会議)」、「東日本大震災からの復興の基本方針(平成23年7月29日東日本大震災復興対策本部)」等			
事業の目的 (目指す姿を簡潔に。3行程度以内)	社会内において適切な処遇を実施することにより、犯罪をした者及び非行のある少年の再犯・再非行防止と改善更生を図り、もって社会を保護し、個人及び公共の福祉を増進することを目的としている。						
事業概要 (5行程度以内。別添可)	被災地域や避難先において、復興事業等による雇用が見込まれたとしても、前歴等の問題により、刑務所出所者等が雇用の場から排除されることのないよう、求職者の特性に応じた継続的かつきめ細かな支援を行い、その適切な就労先の確保や職場定着を強力に支援することにより、これらの者の再犯を防止するもの。						
実施方法	<input type="checkbox"/> 直接実施 <input checked="" type="checkbox"/> 業務委託等 <input type="checkbox"/> 補助 <input type="checkbox"/> 貸付 <input type="checkbox"/> その他						
23年度予算額 (単位：百万円)	当初	第1次補正	第2次補正	第3次補正	計		
	-	-	-	22	22		
成果目標 (アウトカム)	成果指標	単位	目標値 23年度 ()		活動指標	単位	23年度活動見込
	支援を実施した者のうち就労した者の割合	%	70.0%	()	支援対象者の就職活動及び職場定着等のための企業等への訪問件数	件	(705)
単位当たりコスト	6,246(円/件)			算出根拠	平成23年度第3次補正額(22百万円)を被災地域を管轄する保護観察所における主たる取扱い事件数3,522件(8月1日現在の生活環境調整及び保護観察事件数並びに下半期における更生緊急保護試算件数)で除算して算出。		
事業所管部局による点検							
項 目				内 容			
「復興への提言」及び「東日本大震災からの復興の基本方針」で示された諸原則や施策の考え方との整合性がとられているか。				「復興への提言」においては、被災地域における犯罪を防止する取組が行われるべき旨が、「東日本大震災からの復興の基本方針」においては、被災地域の犯罪の防止に向けた取組を推進する旨がそれぞれ述べられていることから、被災地域における刑務所出所者等の再犯・再非行防止を目的とする本事業は、これら提言等との整合性がとられている。			
被災地のニーズがあり、優先度が高い事業であるか。				「復興への提言」等でも述べられている被災地域の犯罪の防止については、社会からの強い要請があるところ、この要請に応じるためには、再犯防止に資する刑務所出所者等への就労支援等を適切に実施するための体制整備を優先的に行う必要がある。			
効果的な事業であるか(より高い効果をあげる手法の選択、類似事業等との役割分担、客観的な将来見通しなど)。				平成18年から厚生労働省との協働による刑務所出所者等総合的就労支援対策を実施しているところ、なお刑務所出所者等の無職率率は高水準であることに加え、職場定着のためには、その特性に応じ、刑務所出所者等と雇用主等の双方に対するきめ細かな寄り添い型支援を行う必要があることから、本事業がより効果的である。			
費用対効果や効率性の検証が行われたか。				平成23年4月から、3庁において「更生保護就労支援モデル事業」として民間事業者に委託し本事業と同内容の支援を先行して実施しており、従来の就労支援に比べより一層就労の確保がなされているという結果が出ている。			
国、自治体、事業実施者、民間等の役割分担などのあり方は明確か。				保護観察等は、刑務所出所者等の改善更生等を目的として、法律に基づき実施するものであるが、そのうち、国において専門性が十分でない就労の確保等について、民間に委託するものである。			
他の事業と整合的で、計画的に実施されるものとなっているか。				既に実施されている就労支援対策で対応しきれないきめ細かい支援を本事業で実施する。			
事業の迅速な着手・執行が可能であるか。事業の執行などの透明性が確保され、進行管理が適切に行われるようになっているか。				迅速に会計法令に基づいた公募により事業者の選定を行い、実施状況について毎月報告させるなど、事業の適切な執行について管理する。			